

生活福祉資金（総合支援資金／新型コロナウイルス特例貸付）借用書

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会会長 様

生活福祉資金貸付金として上記金額を借用いたしました。ついては、本借用書記載の特約条項を承認の上、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく返済いたします。

資金種類	総合支援資金生活支援費（新型コロナウイルス特例貸付）
貸付利子	無利子（ただし、延滞については、残元金に対して、延滞利子年3%）
貸付方法	各月分を借受人指定の口座に振込み
償還方法	据置期間終了後、月賦償還（元金利子均等償還）
支払方法	兵庫県社会福祉協議会が指定する金融機関口座からの引落とし（別途申請）

借用金額	金 ____ 万円	
据置期間	_____ か月（12か月以内）	
償還期間	_____ 年（10年以内）	
借受人	住所	印
	氏名	

貸付金送金口座

緊急小口資金 利用中の方	記入不要（緊急小口資金と同一の口座に送金します）		
緊急小口資金 を利用して いない方	振込先金融機関		預金種目
	銀行・信金 信組・農・漁協	支店 出張所	普通・当座
	口座名義（カタカナでご記入ください）		

兵庫県社協記入欄	会計	地区	年度	資金	貸付コード	年 月 日
				KA		

●日付は、国が定める生活福祉資金会計準則に基づく同資金会計要領に従い、貸付金の送金日とします。

特約条項

(貸付の停止等)

第1条 兵庫県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は兵庫県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既に行っている貸付内容を変更することができる。

2 兵庫県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部または一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ①借入金を、他に流用したとき
- ②虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
- ③故意に貸付金の償還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに兵庫県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ①住所等の変更があったとき
- ②借受期間中に就職したとき
- ③他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- ④世帯の状況に著しい変更があったとき
- ⑤連帯保証人の状況に著しい変更があったとき
- ⑥その他兵庫県社会福祉協議会が定めた事項

(延滞利子)

第3条 借受人は、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.00%の利率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。

(管轄裁判所の合意)

第5条 兵庫県社会福祉協議会と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、兵庫県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(雑則)

第6条 借受人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。